



令和6年度 岐阜県統計グラフコンクール 実施要領

目的

統計知識の普及と統計の表現技術の研さんを図るため、県内の小学生、中学生、高校生、大学生等、一般から統計グラフを募集します。

主催

岐阜県

後援

岐阜新聞社、岐阜放送、岐阜県教育委員会、岐阜県小中学校教育研究会

応募部門

- 第1部……………小学1・2年生の作品
- 第2部……………小学3・4年生の作品
- 第3部……………小学5・6年生の作品
- 第4部……………中学生の作品
- 第5部……………小中学生のパソコン統計グラフの作品
- 第6部……………高校生以上の作品（手描き・パソコン利用は問いません）

※前年度から応募部門の変更がありますので、ご注意ください。

小中学生の作品で、グラフ部分をパソコンで作成したものは、第5部に応募してください。

課題

課題は各部門とも自由です。

ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとします。

応募作品の規格

紙質、色彩は自由とします。

○用紙の大きさ

- ・各部門とも、仕上げ寸法 72.8cm×51.5cm（B2判）規格外の作品は審査の対象外です。
- ・用紙は貼り合わせでもB2判であれば可。なお、市販のB2判は寸法が異なる場合があるので、注意すること。また、用紙の向きは、縦長でも横長でも可。

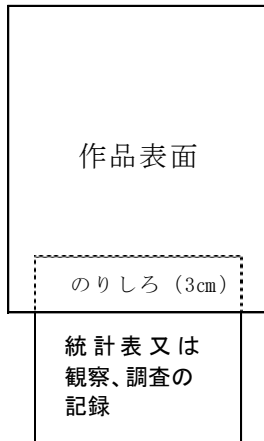
応募上の注意

- ・応募作品は、自分で創作したもので、未公表のものに限ります。
また、生成AI（人工知能）を利用して制作した作品は認めません。
- ・自作でない作品、あるいは発表済みとみなされた場合には、受賞決定後においても取り消します。
- ・他の作品の模倣・類似と認められる作品は、受賞決定後であっても賞を取り消す場合があります。
- ・1人の応募点数は制限しませんが、2枚以上の「シリーズもの」は認めません。
- ・合作は、1作品について、5人以内とします。
- ・ゆるキャラや五輪マークなど、第三者（応募者以外の者をいいます。）が作成したイラストや写真等を使用しないでください。（利用許諾の有無にかかわらず、第三者が作成した著作物の全部又は一部の使用は禁止します。）
また、企業名や商品名も使用しないでください。
- ・応募作品の裏面（左上）に、応募部門、作品テーマ（タイトル）、職業・年齢（児童、生徒、

学生の場合は、通学している学校名、学年)、氏名、住所を明記(出品票を貼り付け)してください。なお、学校名、氏名、住所は、正しい字体で書き(略字は使わない)、「ふりがな」をふってください。(表彰状等に使用します。)

- ・自己の観察又は調査によった場合は、その観察又は調査の記録を別紙として付けてください。

(例)



- ・自己の観察又は調査によらないで、外から資料を得た場合は、その取材資料の出所を作品表面の適宜の位置に明記するとともに、統計表(取材資料)を別紙として付けてください。

- ・観察、調査の記録又は作品に使用した統計表(取材資料)は、B5判又はA4判の用紙に記載し、作品の裏面下部に3cmの「のりしろ」で、例のように貼り付けてください。なお、**統計表(取材資料)が3枚以上になる場合には作品には貼り付けせず、A4判の封筒に入れて、作品と一緒に提出してください。**作品に貼り付ける場合も、封筒で提出する場合も、必ず応募する部門、氏名等を記載してください。

- ・義務教育学校の前期課程は小学生、後期課程は中学生に、特別支援学校の小学部、中学部はそれぞれ小学生、中学生に相当するものとします。

- ・その他、「グラフ作成時に注意すること」及び「岐阜県統計グラフコンクールチェック表(県ホームページ掲載)」を参考にしてください。

指導上の注意

○指導をされる方へ

児童、生徒を指導する際は、次のことについて特に留意してください。

- ・グラフの作成は児童、生徒の自主性を尊重し、技法的に介入しないでください。
- ・資料の選択や取扱方法についての示唆、助言は差し支えありません。
- ・切り紙又は折り紙をのり付けした作品、絵の具やポスターカラーを厚く塗り重ねた作品などについては、はがれ落ちることがないように十分に指導、点検をしてください。

審査

審査は次の基準で行います。

○共通基準

- ①誤りはないか⇒目盛り、単位の取り方、文字・数字、脱字、記入漏れ
- ②書き落としはないか⇒資料の出所、観察・調査の方法
- ③的確か⇒見出し(主題)の表現、配色

○各部門別基準

第1部、第2部、第5部(うち小学4年生以下の作品)

- ・子供らしい身近な課題をとらえて、ふさわしい観察・調査をし、グラフに表しているか。

第3～6部

- ・統計データを正しく理解し、グラフ化することによってデータの持つ事象が理解されやすくなるよう、工夫されているか。
- ・訴えたい主題が的確にグラフに表れているか。また、主題は斬新で興味を喚起するものであるか。

入賞作品は、審査会で選考し、県が決定します。審査員は、県が委嘱します。

入賞作品の発表

- ・令和6年10月上旬以降に、県ホームページ等で行います。
- ・発表に当たっては、作品ごとに作品テーマ、制作者の通学している学校名・学年(児童、生徒、学生の場合)、氏名、住所地の市町村名(一般の場合)を記載します。
- ・なお、入賞者が児童、生徒の場合は通学している学校長を通じて、学生、一般の場合は直接本人に通知します。

入賞区分及び賞

入賞区分は各部門で、岐阜県知事賞(1点)、岐阜新聞社・岐阜放送賞(1点)、入選(3点)

以内)、佳作(5点以内)、奨励賞(10点以内)とし、賞状及び副賞を贈呈します。また、応募者全員に参加賞を贈呈します。

著作権及び個人情報と受賞作品の取扱い

- ①県が受賞作品を利用するに当たっては、受賞者の氏名等の表示をします。
- ②県が受賞作品を利用するに当たり、その利用形態に応じて受賞作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりする必要があることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、県はこれらの改変であっても、受賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- ③県は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。
- ④佳作以上の受賞作品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利を言います。)は県へ移転します。(佳作以上を受賞されなかった作品の著作権は県に移転しません。)
- ⑤応募に当たりご提供いただいた個人情報は、本要領による事務のためにのみ使用します。

応募作品の返却

応募作品は、令和6年度内に、児童、生徒の作品の場合は通学している学校宛に返却します。また、学生、一般の作品の場合は個人宛に返却します。
なお、入選以上の作品の一部については、返却時期が令和7年11月以降になる場合があります。

表彰

岐阜県知事賞、岐阜新聞社・岐阜放送賞受賞者については、表彰式を行います。
(令和6年11月開催予定)

入賞作品展示会

令和6年11月13日(水)～令和6年11月21日(木)(予定)
岐阜県図書館にて岐阜県知事賞等入選以上の作品の展示会を行います。

提出先及び締切日

- ・小・中学生及び高校生は、原則学校を通じて市町村統計担当課経由で提出してください。
- ・大学生等及び一般の方は住所地の市町村統計担当課へ持参又は郵送により提出してください。
- ・市町村統計担当課への締切日は令和6年9月2日(月)です。(郵送の場合は締切必着)
(通学している学校の締切日は各学校へお問い合わせください)

統計グラフ全国コンクールについて

- ・公益財団法人統計情報研究開発センターが主催するコンクールで、全国の小学生、中学生、高校生、大学生等、一般から統計グラフを募集します。
- ・例年、岐阜県統計グラフコンクールの上位入賞作品を県代表として応募します。(岐阜県のコンクールが全国コンクールの第一次審査を兼ねます。)
※令和5年度については、岐阜県から入選一席が1作品、佳作に2作品が入賞しました。

ホームページ等

- 岐阜県統計グラフコンクール ⇒ [岐阜県 統計課 グラフコンクール](#)で検索
本実施要領、岐阜県統計グラフコンクールチェック表及び出品票の様式を掲載しています。
- 統計グラフ全国コンクール ⇒ [統計情報研究開発センター グラフ全国コンクール](#)で検索
※過去の入賞作品なども掲載されていますので、作品制作の参考としてください。

問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 統計課 統計情報係
電話：058-272-1111(内線3068) Eメール：c11111@pref.gifu.lg.jp

グラフ作成時に注意すること

過去の審査経過からみて、グラフとしては優れた作品であっても、応募上の注意が守られていなかったり、内容に不備や過誤があるため、選外とされる作品が多くみられますので、提出前に次の諸点を十分に見直してください。

- 1 観察又は調査の記録が添付されていること。（自己の観察又は調査によった場合）
- 2 取材資料の出所をグラフ作品の表面上適当な位置に明記するとともに、その資料を別紙として添付すること。（自己の観察又は調査によらない場合）
- 3 資料の数値等と作品のグラフの表示（数値等）とが符合していること。
- 4 作品につけたテーマとグラフの内容とが一致していること。
- 5 使用した統計資料の時点が明示されていること。
- 6 誤字、脱字がないこと。
- 7 作品は、各部門とも紙質・色彩（単色にても可）は自由とするが、裏面を板張り（パネル仕上げ）にしたり、表面にセロハンカバーなどはしないこと。
- 8 作品の規格が守られていること。（規格が合っていない場合、必ず選外になります。）
- 9 切り紙又は折り紙をのり付けした作品、絵の具やポスターカラーを厚く塗り重ねた作品などについては、はがれ落ちることがないように十分点検すること。
（万が一はがれ落ちた場合、県では責任を負い兼ねますのでご了承ください。）
- 10 応募作品の裏面左上には下記の例のような出品票を作成して貼り付ける等により、記入漏れのないよう明記すること。
なお、この出品票に記載された氏名等は表彰状等にそのまま使用するので、正確に記入すること。（作品のテーマも明確にわかるように記入すること。）

<出品票の例：児童、生徒、学生の場合>

岐 阜 県	
応 募 部 門	
テ ー マ (タイトル)	
ふりがな	
学 校 名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	
ふりがな	
住 所 ※	

※学校でまとめて応募する場合は、住所の記載は不要です。

※作品のタイトルと一致していますか

※出品票は作品裏面の左上に貼ってください。

(例)

出品票
作品裏面
のりしろ (3cm)
統計表又は観察、調査の記録(裏面)

○ パソコン統計グラフについては、次のことに注意してください。

- 1 作成に際しては、グラフを複写機等により拡大又は合成して規格に合わせること。
- 2 必要により、手書き、彩色により見る人に楽しく、興味を持たれるよう創意工夫すること。
- 3 グラフの展開・配置に際して、訴えたい主題を印象付けるよう配慮すること。